

大阪府における保護を必要とする
女性への支援のあり方について 提言

平成30年3月

大阪府社会福祉審議会
新たな福祉課題検討専門分科会
女性保護支援等検討専門部会

< 目 次 >

はじめに	1
I 保護を必要とする女性をとりまく現状	
1 婦人保護事業等の概要	2
2 女性への相談支援状況（相談及び一時保護の状況）	3
3 保護を必要とする女性に適切な支援が提供されているか	3
4 「大阪府における保護を必要とする女性のセーフティネットの再構築」 に向けた検討	4
II 保護を必要とする女性への支援に関する調査	
調査・事例検討の概要	5
III 調査結果からみた分析及び課題について	
1 相談体制および一時保護へのつなぎについて	7
2 一時保護中・施設入所中の支援について	9
3 一時保護及び施設退所後の支援、地域における支援	11
IV 大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方	
1 市町村	13
2 女性相談センター （一時保護の決定、女性自立支援センター等における一時保護の実施等）	14
3 施設（一時保護・入所）	15
4 婦人保護事業の全体をとおして	16
大阪府社会福祉審議会 新たな福祉課題検討専門分科会 女性保護支援等検討専門部会	
委員名簿	18
検討経過	19

はじめに

大阪府においては、保護を必要とする女性への支援事業である、売春防止法等に基づく「婦人保護事業」として、主に、DVや家庭内で暴力を受けるなどの暴力被害女性、生活困窮の状況にあり地域生活が困難となった女性等を対象に、実施機関である大阪府女性相談センター（婦人相談所）、大阪府立女性自立支援センター（婦人保護施設）、婦人相談員が支援しています。また、市町村においては、生活保護やひとり親家庭支援、女性相談の窓口があり、施設では、児童福祉法に基づく母子生活支援施設や、生活保護法に基づく救護施設においても女性への保護や支援が行われている状況です。

大阪府女性相談センター及び大阪府子ども家庭センター、市町村における相談件数は年々増加しています。しかし、「子どもの貧困」とともに、若年女性をはじめとする「女性の貧困」が社会問題になっているにもかかわらず、大阪府女性相談センターの一時保護件数や、大阪府立女性自立支援センターの入所者数は減少傾向にあります。また、ひとり親家庭の厳しい状況が注目される中、児童福祉施設である母子生活支援施設の入所者数も減少傾向を示しています。

こうした現状をふまえ、大阪府では「保護を必要とする女性に適切な支援が提供されているのか」という課題認識のもと、市町村における相談支援状況や各施設の利用者の実態調査を実施しました。お忙しい中、本調査にご協力いただいた、市町村や各施設の方々には感謝申し上げます。

調査結果より、女性の支援ニーズ、府と市町村の役割分担や連携体制上の課題が明らかになりました。委員がそれぞれの専門の立場で課題解決のために意見や提案を行い、本報告書にまとめました。

婦人保護事業の根拠法令である売春防止法が制定されて今年で61年、女性を取り巻く環境は大きく変わりましたが、社会構造的な問題は何ら変わっていません。今年度、国において、婦人保護事業の見直しに向けた実態調査が実施されております。

本報告書が、女性支援保護に関する法制度や国事業の変革の一助となることを期待します。

平成30年3月

大阪府社会福祉審議会新たな課題検討専門分科会
女性保護支援等検討専門部会

I 保護を必要とする女性をとりまく現状と課題

1 婦人保護事業等の概要

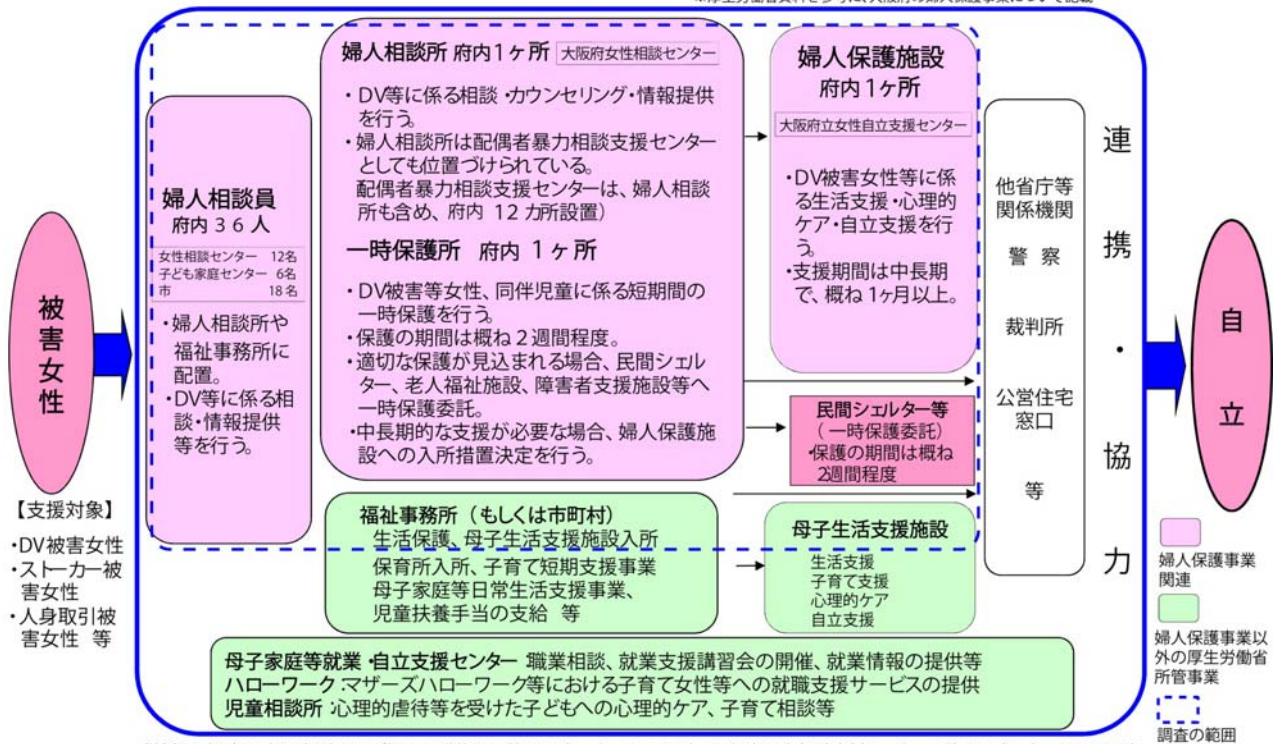
(1) 婦人保護事業の概要

婦人保護事業は、売春防止法に基づき転落の未然防止と保護更生を図るため要保護女子の保護を目的として位置づけられてきたが、社会情勢の変化により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律や人身取引対策行動計画、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づいて対象者が拡大し、支援や保護を必要とする女性の支援に対する役割を担うことが目的となり、その実施に当たっては、社会福祉関係、公衆衛生関係、法務・警察関係、司法関係、教育関係及び雇用・労働関係、男女共同参画関係等の関係機関並びに民生委員、児童委員、保護司、民間団体等の協力機関との緊密な連携を図ることとされている。

売春防止法に基づく婦人相談所（大阪府女性相談センター）は、府における婦人保護事業実施の中核機関として、電話相談、来所相談、支援を必要としている女性及び同伴家族の一時保護や自立に向けての支援（就職、福祉事務所による住宅の確保、保護命令申し立ての支援等）などを、福祉事務所等相談機関及び婦人保護施設や母子生活支援施設等の女性を保護する施設と、個々の事案について連絡協議し連携を図りながら支援にあたっている。

婦人保護事業の概要

※厚生労働省資料を参考に、大阪府の婦人保護事業について記載



2 女性への相談支援状況(相談及び一時保護の状況)

(1) 大阪府女性相談センター及び大阪府子ども家庭センターにおける相談対応件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
女性相談センター	7,233	7,973	7,968	9,773	10,634
子ども家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	2,127	2,162	1,944	1,627	1,610
合計	9,360	10,135	9,912	11,400	12,244

(2) 大阪府 DV 相談対応件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
女性相談センター	2,929	2,973	2,792	3,511	3,415
子ども家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	1,979	1,941	1,776	1,479	1,474
合計	4,908	4,914	4,568	4,990	4,889
市町村における DV 相談対応件数※	11,657	13,019	14,297	14,569	15,758

※市町村が設置している配偶者暴力相談支援センターの件数を含む

(3) 大阪府女性相談センター一時保護の状況

		26年度	27年度	28年度
本人	単身	234 (152)	228 (147)	185 (113)
	母子等	296 (262)	235 (212)	189 (172)
	合計	530 (414)	463 (359)	374 (285)
同伴家族数		542 (498)	468 (427)	339 (314)
合計		1,072 (912)	931 (786)	713 (599)

※一時保護件数 () はうちDVを主訴とする件数

3 保護を必要とする女性に適切な支援が提供されているか

府機関(女性相談センター及び子ども家庭センター)で対応した女性相談対応件数、府機関及び市区町村におけるDV相談対応件数(配偶者暴力相談支援センターを含む)は、増加傾向となっている。

一方で、「子どもの貧困」に加え、「女性の貧困」も社会問題になっている中、女性相談センターにおける一時保護件数は減少傾向となっている。また、保護を必要とする女性が入所する婦人保護施設、母子生活支援施設等の入所者数も減少傾向となっている。

このような状況において、「保護を必要とする女性に適切な支援が提供されているのか」についての現状を調査し、具体的な課題の確認及び解消が必要となっている。

※ 大阪府女性相談センター : 婦人相談所
大阪府女性自立支援センター : 婦人保護施設
大阪府子ども家庭センター : 児童相談所、配偶者暴力相談支援センター・郡部福祉事務所機能を持つ

4 「大阪府における保護を必要とする女性のセーフティネットの再構築」に向けた検討

課題の確認及び解消に向けた検討すべき事項を次の4つの項目とし、婦人保護事業に携わる関係機関等への調査・事例検討を行った。この結果について具体的な課題を分析することにより、「大阪府における保護を必要とする女性のセーフティネットの再構築」に向けた「大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方」を本専門部会で検討した。

(1) 市区町村の相談体制

各相談窓口における相談・支援状況及び関係機関との連携等

(2) 施設の入所実態

女性を保護支援する施設の入所者の実態や支援ニーズの把握等

(3) 女性の支援ニーズ

入所や一時保護に至らない理由や施設入所の判断基準の把握等

(4) 府と市町村・各施設種別の役割分担、連携体制の整理

府と政令市・市町村の役割分担、各施設種別の機能分担の整理、関係機関との連携体制の検討等

II 保護を必要とする女性への支援に関する調査

調査・事例検討の概要

(1) 調査・事例検討の実施目的

大阪府における保護を必要とする女性への支援の現状を把握するとともに、セーフティネットの再構築を検討する基礎資料とするため、以下の3つの視点で調査・事例検討を行う。

本調査の一部及び調査結果の分析について、大阪府立大学へ委託し実施した。

(2) 調査・事例検討の内容及び個別の目的

①市区町村相談窓口への調査

市区町村の相談窓口にアンケート調査及びヒアリング調査を行うことにより、保護を必要とする女性の相談支援ニーズの把握状況及び相談支援内容、並びに、関係機関との連携状況を把握するとともに、得られた結果を分析・検証するための基礎資料とすることを目的とする。

②女性を保護する施設への調査

女性を保護する施設にアンケート調査及びヒアリング調査を行うことにより、施設における女性の保護支援の実態を把握するとともに、得られた結果を分析・検証するための基礎資料とすることを目的とする。

③事例検討

検討する事例における「支援ニーズに対し、現状では対応が困難になる背景」を整理するとともに、支援の現場で表れる象徴的な課題を整理・分析するための基礎資料とすることを目的とする。

(3) 調査・事例検討の方法・対象・期間

	調査・事例検討の方法	調査・事例検討の対象
①市区町村相談窓口への調査	【アンケート調査】 各市町村相談窓口へ調査票を郵送し、郵送にて回答を得た。	大阪府内(政令市含む)の全市町村(33市9町1村)。
	【ヒアリング調査】 モデルとなる市を抽出しヒアリング調査を行った。	政令市、北摂、河内、和泉の各エリアにおいて、モデルとなる市を抽出(計11市)。
②女性を保護する施設への調査	【アンケート調査】 施設に調査票を郵送し、郵送にて回答を得た。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性自立支援センター(①) ・母子生活支援施設(⑧) ・救護施設(⑧) ・女性相談センター一時保護所(①) ・一時保護委託先施設(②)
	【ヒアリング調査】 各施設種別から1施設を抽出しヒアリング調査を行った。	上記施設種別から抽出(④)。 ※女性自立支援センターは事例検討で実施。
③事例検討	女性自立支援センター(婦人保護施設)に入所した事例について、措置機関である女性相談センター(婦人相談所)及び施設とともに検討した。	以下の視点から数事例ずつ抽出して検討。 (母子支援、単身女性支援、妊産婦支援、若年女性支援、施設の機能分担、市町村との連携)

(4)追加調査の実施

3つの調査・事例検討に加え、婦人保護事業の一時保護機能を有する女性相談センター（婦人相談所）へのヒアリング調査を追加実施することにより、一時保護及び市区町村・施設等との連携についての、さらなる分析を行った。

	調査・事例検討の方法	調査・事例検討の対象
④女性相談センター（婦人相談所）への調査	【ヒアリング調査】 一時保護業務に携わる職員に対しヒアリング調査を行った。	一時保護の相談・支援を担当する職員数名。

Ⅲ 調査結果からみた分析及び課題について

1 相談体制および一時保護へのつながりについて

支援を要する女性が身近な相談窓口である市町村につながっていないこと、さらに、保護を必要とする女性がいても、本人・市町村窓口・女性相談センター・一時保護施設へとつなぐ構造の中に一時保護につながりにくい複数多くの要因があることが明らかとなった。つまり、相談や保護が必要なケースが潜在的にあるにもかかわらず、必要な支援につながらず、社会資源としての一時保護制度が十分に活用されていないといえる。なお、以下の分析および課題では、資料においてその文章の裏付けとなる代表的なデータの記載箇所を（ページ数 調査名：記述番号）の記述で示す。

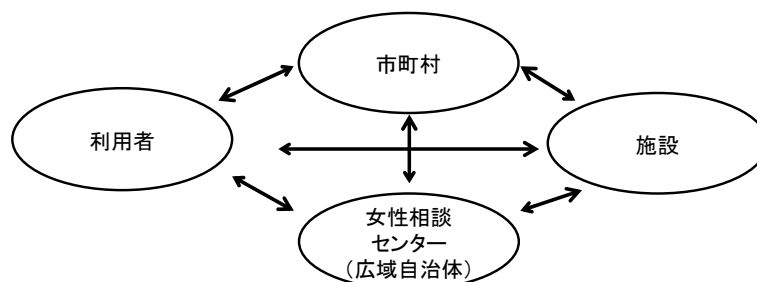


図. 女性保護施設利用の促進・阻害要因の関係

(1) 相談体制(市町村)

住民にとって身近な行政窓口である市町村の相談窓口に必要な相談がつながっていない状況がある (p3 市町村調査：(1) ①)。

- ①【利用者の要因】相談につながりにくい本人側の要因として、相談できることや相談窓口の認知がなされていないこと、DV等暴力被害者においては支配構造の中で無力化されるとともに自身に起こっている問題を認識しにくいために相談行動を起こしにくい側面も影響している。また、かろうじて相談につながったとしても、相談者のニーズと提供される支援とのミスマッチが生じた場合 (p30 市町村調査：(5) ①) は、継続的に相談を受ける行動につながりにくい。
- ②【市町村側の要因】市町村側の要因としては、市町村における女性相談やDV相談を受ける窓口の設置及び相談員の配置が十分ではないこと (p3 市町村調査：(1) ①)、また庁内連携状況についても市町村間の格差がある (p3 市町村調査：(1) ②、p34 同調査：(6) ②)。売春防止法に規定されDV防止法で活用が期待されている婦人相談員の配置状況は約2割にとどまっている (p4 市町村調査：(1) ④)。また、相談員や担当者の経験やバックグラウンド（雇用形態や職種等）がさまざまであること (p5 市町村調査：(1) ④、p34 同調査：(6) ②)、担当者が他の業務を担いながら緊急対応や相談に応じていること、研修体制やSV機能が整っていないこと (p4 市町村調査：(1) ③、p34 同調査：(6) ②)、相談員や担当者をバックアップする組織的体制がとられていないこと (p34 市町村調査：(6) ②) など、相談員や相談窓口の支援の力量や対応力に差が生じやすい状況にある。また、庁内連携システムが十分に機能していない場合は相談員や担当者が孤立し、相談者が一旦、相談につながっても必要な支援の提供につながらず支援の枠組みからもれることになる。

(2) 一時保護のつながり(市町村)

市町村にとっては、女性相談センターへ一時保護依頼をすることそのもののハードルが高いことが明らかになった (p30 市町村調査：(5) ①、p31, 32 同調査：(5) ②、p33 同調査：(5) ③)。女性相談センターと市町村間で一時保護中の支援内容や実態が十分に共有できていないなかで、市町村の担当者から本人に対する一時保護の説明は、「外出できない」や「携帯電話の禁止」¹等の物理的な制約が強調される

¹ 実際には、携帯電話については、一旦預かるものの、安全を確認した上で所持してもらおう場合もある。外出についても、一定のルールのもと近隣への外出を認めている。

傾向がみられ、また担当者によっては、加害者の追跡のリスクと安全確保への強い憂慮から「遠方に逃れる覚悟を問う」「二度と帰ってこない意思の確認」などの厳しい条件提示がなされていることがあることもわかった（p34 市町村調査：（6）②）。このように禁止や厳しさが前面に出る一時保護に関する情報提供は、説明を受けた本人が、現状から踏み出すことにポジティブなイメージが抱けず、その結果一時保護を躊躇する一因になっていると考えられる。

市町村が上記のような説明を行う背景には、一時保護の依頼窓口である女性相談センターとの関係が要因の一つとなっているといえる。女性相談センターに一時保護を依頼したが、保護につながらなかった経験（p21 市町村調査：（3）①、p30 同調査：（5）①）や障がい者虐待や高齢者虐待など他法との関連の検討（p30 市町村調査：（5）①）、一時保護後の今後の見通し（p30 市町村調査：（5）①、p104 女性相談センターヒアリング調査：1（3））、薬の所持（p33 市町村調査：（5）③、p34 同調査：（6）④、p104 女性相談センターヒアリング調査：1（1））、生活保護の申請可能性など一時保護の受け入れに多くの条件への対応が求められた経験（p32 市町村調査：（5）②、p34 同調査：（6）②）から依頼自体が敷居の高いものとなってしまいう側面もみられた。

（3）一時保護決定機関（女性相談センター）

一時保護を決定する女性相談センターの要因としては、依頼を受理した際のセンター職員は本人に直接会わない中、依頼時の電話による情報のみで一時保護の可否や一時保護する場所を判断する必要がある。依頼時の情報が十分でない女性相談センターが考えた場合は判断する根拠がもてず再度の聞き取りや状況把握を求めている（p31 市町村調査：（5）①）。また、その日からの施設での生活において本人が集団生活を行えるのか、あるいは他の入所者との安定的な関係を維持できるかということを考え、入所中のなんらかのトラブルのおそれにつながる情報があると受け入れ施設の検討に苦慮することに繋がっている（p104 女性相談センターヒアリング調査：1（1）、p105 同調査：2（5））。また、「障がいを有する方」「高齢者」などである場合、他法他施策による支援と婦人保護事業による支援の利用が優先されるのが曖昧なために、混乱が生じており（p30 市町村調査：（5）①、p34 同調査（6）④）、上記のような状況が起こる可能性が予測される場合は他法での対応の検討をまず求めることに繋がっている（p104 女性相談センターヒアリング調査：1（1））。この背景には、市町村のDV等の相談を受ける窓口と障がい担当や高齢担当との庁内の連携の課題、女性相談センターと市町村の障がい担当や高齢担当との役割分担のあいまいさや一時保護後の支援における協働が進んでいないことも反映している。

さらに、女性相談センターが受け入れ施設の検討に慎重になる背景には、委託先等の施設の意向が関係していると思われる。精神が不安定なケースや子どもの養育が困難な母子などが一時保護になった場合、そのことにより他の利用者や施設機能に影響を及ぼすリスクを危ぶむ施設の意向を女性相談センターが想定していると思われる（p95 施設ヒアリング調査：2、p104 女性相談センターヒアリング調査：1（1））。

（4）医療との連携（薬の必要性・緊急時等の受診）

スムーズな保護を阻害する要因として医療面の課題がある。常時服用している薬が確保できないまま一時保護になる場合は心身への影響が大きいと想定され一時保護を安定的に行うために薬の持参や確保が望まれる。しかし、緊急時等のゆえにスムーズに受診できる医療機関が少ないこと、費用の問題、生活保護制度に頼らざるを得ない状況の中で手続きに時間を要する等の受診の困難さがあることから、市町村、女性相談センター、施設とも困り感を有していた。市町村からみれば、ようやく一時保護の決心に至ったこの時期を重要視し、一時保護開始後に何とかしてほしいと考え（p33 市町村調査：（5）、p34 同調査：（6）④）、女性相談センターや施設からは、一時保護直後の適切な医療機関への受診は困難であるため、依頼元で薬の確保をしてほしいと考える（p104 女性相談センターヒアリング調査：1（1））という双方への要望のぶつかり合いが生じていた。また、一時保護開始後、精神状態の不安定さやトラウマ症状がみられたり（p58-60 施設アンケート調査：2-2、p94 施設ヒアリング調査：1、p95 同調査：2、p99 事例検討：（2））、行為・物質依存が顕在化したり（p52-55 施設アンケート調査：2-1-1及び2-1-2、p94 施設ヒアリング調査：1）、生活スキルが十分ではないこと（p58-61 施設アンケート調査：2-2）などが重なることにより施設での生活が困難になることもみられた。対応する施設や女性相談センターをバックアップする体制や医療の受け入れシステムのなさや、一時保護となった後は市町村の協力が得にくい（p102-103 事例検討：（5）、p105 女性相談センターヒアリング調査：2（4））などの背景から実際に対応に苦慮した過去の経験のため（p104 女性相談センターヒアリング調査：1（3））、心身の状態に不安のある人の受け入れに慎重になっていることが明らかになった。

2 一時保護中・施設入所中の支援について

一時保護や施設入所中の支援について、丁寧な支援・ケースワークをする一方で、福祉事務所や市町村の連携の課題や複数課題を抱える等の困難ケースに対する抵抗感などにより、女性相談センター及び施設は、孤軍奮闘している実態がある。

(1) 一時保護中の支援(施設や保護形態による支援内容の違い)

決定機関の違いや一時保護になる場所により、一時保護中に受けることができる支援内容が異なる実態がある。とりわけ、府の女性相談センターが決定する一時保護と市独自事業での一時保護との差異がみられた。市独自の一時保護において母子も受入れている施設では、子どもの遊び場がないなどの建物構造や学習や保育を保障する職員体制がないなどの状態にあり、子どもにとっては過酷な状況であること(p97 施設ヒアリング調査：3)が受入れ施設からも聞かれた。

また、ケースワークや相談支援のあり方についても府市では体制が異なっている。女性相談センターが決定する一時保護および一時保護委託では、ケースワークを女性相談センター職員が担っており、ケースワーカーによる継続的な面接や、心理教育的な支援が提供されるなどケースワークの一定の標準化が図られていた(p104 女性相談センターヒアリング調査：2(1))。しかし、面接や施設の観察から得られた本人に関する情報を統合して本人の状況と抱える問題構造を分析するアセスメントにおいて課題が見いだされた(p104 女性相談センターヒアリング調査：2(2))。

また、食事について、給食の提供があるところと自炊のところ、現金支給があるところとないところ、カウンセリング等の心理的ケアについて受ける体制がないところ、裁判所等の手続きや受診の際の同行支援が得られるところと得られないところ等、施設により多様さがみられた(P65-68 施設アンケート調査：2-4)。

一時保護中の相談支援に婦人相談員等市町村職員が積極的に関わる場合や配偶者暴力相談支援センター機能をもつ市町村のDVケースの支援は比較的連携が図りやすく、支援の展開がスムーズであるということ(p96 施設ヒアリング調査：2)もうかがえた。府と市の一時保護体制の整理と検討、加えて、女性相談センターが決定する一時保護においても市町村・女性相談センター・施設とどのような役割分担や協働において一時保護中の支援を有効に行っていくことができるかについて、大阪府の実情も踏まえ検討していくことが課題である。

(2) 福祉事務所(生活保護・障がい・高齢・児童など)との連携

一時保護中のスムーズな支援に関わる大きな要素として福祉事務所との連携がある。一時保護時の所持金の少なさ(p49-50 施設アンケート調査：1-8)からも明らかなように一時保護・入所中の医療機関での受診や住宅設定には生活保護制度の利用が必要であり、多くの施設で利用中の連携先の機関として最も多かったのは福祉事務所(生活保護担当)であった(p85-93 施設アンケート調査：3-5)。しかし、福祉事務所によって対応のスピードや判断内容に差がみられた(p34 市町村調査：(6)②、p103 事例検討：(5)、p105 女性相談センターヒアリング：2(4))。また、一時保護中の大きな支援課題である退所後の生活の場の設定では、母子生活支援施設や救護施設など入所が必要と思われる場合においても、決定や措置の機関となる福祉事務所の対応や判断の差があり(p96 施設ヒアリング調査：2、p99 事例検討：(1)、p101 同調査：(3))、とりわけ、母子生活支援施設入所においては予算を確保していない等の理由で利用を選択できないケースがあることがうかがえた(p34 市町村調査：(6)②)。さらに、障がいサービスや高齢福祉の支援、障がい者虐待や高齢者虐待の対応が併行して必要な場合も多くあるが、市町村の関わりがスムーズに得られない場合がある。福祉事務所の連携協働がスムーズに得られない場合は、支援の方向性が見いだせず、女性相談センターと施設で対応に苦慮する実態(p102-103 事例検討：(5)、p105 女性相談センターヒアリング：2(4)、2(5)、3(5))がうかがえた。

(3) 帰宅するケースの支援

一時保護から帰宅するケースが、全体において一定数みられた(p76-80 施設アンケート調査：3-1)。帰宅については、市町村によってはネガティブなものも捉えられていることがうかがえた(p32, 33 市町

村調査：(5) ③)。また、一度帰宅した後の再度の支援の難しさなど (p30 市町村調査：(5) ①) もみられた。しかしながらDV被害者が、加害者との関係を決めていくには時間がかかることは通常であるため、帰宅を希望するケースや暴力被害者等で加害者との関係で離別の決意が固まりきれていない利用者が一時保護につながってくることは当然の事であるといえる。DV支援について正しい認識を共有し、帰宅するケースへの支援や連携方策、帰宅後の市町村等地域での支援方策や相談が継続される体制が検討されることが必要である。

(4)施設への入所

母子生活支援施設や救護施設への入所に際しては、一時保護を経由する場合と一時保護を利用しないで直接入所となる場合の2つのルートがある。一方、女性自立支援センターにおいては、女性相談センターの一時保護を経てからの入所が要件となる運用がなされている。

施設を利用することは、入所中に、包括的な支援が提供されることがメリットであるといえる。例えば、暴力被害者においては関係から離脱し生活を再生するもっとも大変な時期に、安全が確保された生活を得ることができるとともに、相談できる相手(職員)を得つつ諸手続きを行い、就労を開始し、離婚や借金問題など法的な課題の解決を図る場などとして自立に大きく寄与することとなる。しかし、先述したように措置や利用の決定機関が積極的に施設利用を提示しない場合がみられること、施設の説明においても禁止や厳しさが強調されること、複数の選択肢が提示され利用者が自ら選択できるような方法があまりとられていないことなどにより施設利用につながりにくくなっていることがうかがえた。救護施設においては、満床や健康診断等で入所に時間がかかること (p23-24 市町村調査：(4) ①) や個室でないために本人が入所を希望しないこと (p26-27 市町村調査：(4))、母子生活支援施設においては決定する市町村担当部署の考え方の影響 (p34 市町村調査：(6) ②、p96 施設ヒアリング調査：2、p99 事例検討：(1)、p105 女性相談センターヒアリング：3 (5))、女性自立支援センターにおいては女性相談センターの一時保護が前提となることや入所後の市町村との関係の位置づけがあいまいであり、必要になっても福祉的な支援が受けにくいなどそれぞれ保護を必要とする人が施設利用につながりにくいことが課題としてみられた。

加えて、利用者側の要因として、ルールや集団生活への抵抗感や拒否感 (p25-27 市町村調査：(4) ②)、ネット上に広がる施設イメージの悪さ (p30 市町村調査：(5) ①、p32 同調査：(5) ③) 等もあり施設利用を選ばない側面や生活の場を変化させることへの受入れ難さ (p30 市町村調査：(5) ①、p32 同調査：(5) ③、p34 同調査：(6) ①) がみられた。これは、施設への入所だけではなく、一時保護の選択にも同様の傾向がみられた。

入所施設側の要因としては、集団での生活を維持するためのルール設定、施設特有の集団性と個別性に配慮した支援方法論の未確立 (p94 施設ヒアリング調査：1、p95-96 同調査：2、p101 事例検討：(4))、中長期に及ぶ施設利用の中で顕在化する利用者の課題への対応の困難さ (p94 施設ヒアリング調査：1)、人的配置の厳しさ (p94 施設ヒアリング調査：1)、連携の課題、支援スキル向上のシステムの課題などがみられた。

(5)支援ノウハウ

各施設の利用者の特徴などを見ると女性相談センター一時保護、女性自立支援センター、民間シェルターでは暴力被害者 (p51 施設アンケート調査：1-9)、母子生活支援施設では母子のひとり親家庭 (p41 施設アンケート調査：1-5、p43-44 同調査：1-7) が、救護施設では障がいを持つ方 (p47 施設アンケート調査：1-8、p55 同調査：2-1-1及び2-1-2) などとなっており、各施設の特徴や得意とする支援ノウハウが反映された結果であろうと推察された。しかしながら、それらの支援ノウハウは異なる施設種別間での共有はなされていない。また利用者の主訴の背景にあるであろう複合課題についての認識やその課題に対する支援、すなわち女性自立支援センターにおける障がい対応や医療的ケア、救護施設や母子生活支援施設における暴力被害経験やトラウマ等の心理ケア等については、利用者に対する多角的な視点に基づいたアセスメントおよび支援上の課題であることが示唆された。

(6)若年女性、妊婦の保護

社会的に支援が必要とされている若年女性は女性相談センターや婦人保護施設の一時保護において (p48 施設アンケート調査：1-8)、妊婦は一定数の保護がされていたが全体としての入所はそれほど

多くはなかった（p45-46 施設アンケート調査：1-8）。また、市町村調査からは依頼しても受け入れてもらにくいこと（p22-24 市町村アンケート調査：（4）①）、事例検討からは支援の困難さや市町村等の協力がスムーズに得にくい場合があり苦慮していること（p100 事例検討：（3））、妊婦については受診の課題（p34 市町村調査：（6）④、p100 事例検討：（3））があることも伺えた。婦人保護施設等施設を活用した受け入れと市町村等との連携を前提とした切れ目ない支援と支援方策の検討が課題である。

(7) 母子・子どもの支援

多くの子どもが同伴児童として一時保護（p42 施設アンケート調査：1-6、p43-44 同調査：1-7）となり、一部の施設では入所となる現状から、子どもへのケアや支援および児童相談所や市町村家庭児童相談室との連携（p33 市町村調査：（5）③、p98-99 事例検討：（1））、また、子どもの福祉の観点から子どもの分離保護が必要と認められるときの対応などの整理（p98 事例検討：（1）、p102 事例検討：（5））も課題である。

なお、一時保護中の母子や子どもの支援について、母子の関係を整理する面接を実施する等女性相談センターにおいて取組みが一定進められている（p105 女性相談センターヒアリング調査：2（3））ところである。さらに取り組みを進め支援ノウハウを蓄積、普及していくことも求められる。

(8) 障がい等複合的な課題を抱える利用者への支援

一時保護及び入所施設において、障がいなど何らかの心身の課題を持つ利用者の割合は全体で4割以上に及んでいた（p52-55 施設アンケート調査：2-1-1及び2-1-2）。その利用者の支援に関して入所中の支援の困難さが指摘されていた（p94 施設ヒアリング調査：1、p95 同調査：2）。また、精神や知的障がいとDV被害者支援の両方の支援が行える施設を求める声もあった（p97 施設ヒアリング調査：3）。

今後は、障がい等複合的な課題を抱える利用者を一時保護や入所施設が支援するために、障がいに関するさらに専門的な知識を得る機会を提供すること、入所中の対応について相談あるいは場合によっては受診できるなど専門機関のバックアップ体制の確立が求められるだろう。また、このような利用者の他法での制度利用という観点からは市町村の障がい担当部署のDVへの理解促進と具体的な関与の体制の確立も求められるだろう。

(9) 施設間連携

一時保護から施設入所や入所施設の変更などの施設間の移動もみられる（p40 施設アンケート調査：1-4）。しかしながら現状では施設間の移動を想定したアセスメントや支援方針等を引き継ぐ等の連携方策については未整備である。

3. 一時保護及び施設退所後の支援、地域における支援

一時保護はもちろんのこと、施設入所した場合においても長期間の施設利用が前提となるのではなく一定の課題解決が図られた後、地域に退所することとなる。また、DV等暴力被害者においては施設利用の有無に関わらず支援が必要となる。いずれも新たに暮らすことになる市町村へのつなぎ・連携、新たな居住地となる市町村での支援が切れ目なく提供されることが不可欠かつ重要であるが、十分ではない現状がうかがえた。

(1) 支援のつなぎ

一時保護や施設からの退所にあたっては、法制度や個人情報保護の観点から、入所中に得た本人やその子どもに関わる支援に必要な情報が退所先の市町村に伝えられているとはいえない（p30 市町村調査：（5）①、p33 市町村調査（5）③、p105 女性相談センターヒアリング調査：3（4））。また、一時保護から施設入所、入所施設の変更がなされた場合にも施設間の連携が行われているとはいえない。施策横断的かつ縦断的に支援に必要な情報を引き継ぐシステムがないのが現状である。個人情報保護の観点も踏

まえつつ、情報共有や連携について課題整理が必要である。

なお、好事例として女性相談センターにおいて、本人の同意や参加のもと連携シートや児童に関する情報提供様式（p105 女性相談センターヒアリング調査：3（4））がすでに作成されている。今後、これらを連携促進ツールとして広く共有し、活用していくこととさらに新たな市町村間の連携様式等の検討も必要であろう。

また、DV等暴力被害者においては、地域を超えて避難することを余儀なくされることが通常であり、施設利用の有無にかかわらず元の居住地と新たな居所となる居住地の連携と情報の秘匿が被害者やその子どもの安全確保や自立支援にとって不可欠である。しかし、市町村ごとに相談体制や婦人相談員等専門相談員の配置状況にばらつき（p4 市町村調査：（1）④）があり、市町村間の連絡や連携が困難な実態がある。

(2) 施設のアフターケア体制

一時保護や施設から地域に退所になる場合のアフターケア体制について、施設側の要因としては、アフターケアの人員不足やシステムの未整備があげられた（p95 施設ヒアリング調査：1、p100 事例検討：（2）、p103 事例検討：（5））。職員として思いはあるものの、実際には余力がないという実態や、アフターケアを行うことで市町村が施設の対応に頼ること（p103 事例検討：（5））もみられた。支援をつなぐための有効なアフターケア体制の検討が必要といえる。

(3) 市町村におけるコーディネート機能

市町村において、継続して相談に応じ、多岐にわたる手続きや行政サービスの活用をコーディネートする専門の相談員の配置や相談体制が十分でないといえる。また、市町村の整備状況の格差は大きく、市町村の相談員が他市町村に支援をつなごうとしてもつなぎ先の窓口がないことに困る状況もみられた。また、相談員が配置され相談体制が整えられていたとしても、DV等暴力被害者や複合的課題への対応が必要となるケースへの支援は高度な支援スキルが求められる（p30 市町村調査：（5）①、p32 同調査：（5）②、p34 同調査：（6）②、p95-96 施設ヒアリング調査：2、p97 同調査：3、p100 事例検討：（2）、p101 事例検討：（3）、p104 女性相談センターヒアリング調査：1（3）、p105 同調査：2（4））ことから支援者の研修体制やSV体制の整備も必要となる。また、子どもへのケアや見守りに対する支援や連携（p33 市町村調査：（5）③、p98-99 事例検討：（1）、p102-103 事例検討：（5））、障がい者や高齢者サービスへのつなぎなど福祉的支援との連携課題（p30 市町村調査：（5）①、p99-100 事例検討：（2）、p102-103 事例検討：（5））もうかがえた。さらに、DV等暴力被害者への継続的な心理的なケアの提供はまだ十分ではないといえる（p33 市町村調査：（5）③）。

IV 大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方

DV等暴力被害者への支援、女性や母子家庭への貧困対策、社会資源として相談窓口や施設の有効活用の観点も踏まえ保護を必要とする女性への支援の在り方を、市町村、女性相談センター、施設、全体の4つのファクターから提言する。大阪府は以下の提言を受けとめ、積極的に取り組むこと。

1 市町村(相談体制等)

市町村においては、継続した相談に応じ、福祉部局の中で、また福祉部局との連携において支援を行うとともに、一時保護等婦人保護事業の窓口となる専門相談員がどの市区にも配置されることが必要である。併せて、配置された専門相談員が孤立せず有効な相談が行えるよう組織として相談業務を支える仕組みが必要である。

(1) 婦人相談員の配置等による相談対応体制の整備

DV被害者のみならず様々な保護や支援を要する女性の相談を受ける体制や、地域を超えて居住地を変えざるを得ないDV等暴力被害者の支援と連携の中核を担う相談窓口がどの市区町村にもあることが重要である。具体的には、婦人相談員を全市区に配置すること、婦人相談員の配置規定がない町村については、庁内で中核を担う担当者を配置し、そしてその相談員間の連携において切れ目のない支援を実現することが必要である。相談員が庁内で中核的な役割を担いコーディネート機能を発揮しているなどの好事例について、普及していくことが必要である。

(2) さまざまな状況にある相談者への対応・継続的支援

多くの場合、一度の相談で相談者が抱える課題が解決するものではなく、とりわけ、課題が複雑であったり、孤立している状況にあつたりする場合など相談や支援が継続されることが重要である。また、保護を要する状況に思っても施設による一時保護や入所を希望しないケースや、一旦一時保護となっても帰宅するDV等暴力被害者もあり、市町村での継続した支援がなされることが必要である。

また、一時保護や施設入所中の支援に市町村や福祉事務所の多様な関わりが不可欠であることから、市町村は連携協働し支援を実施することが必要であり、連携を前提とした「一時保護」の活用が検討できる。

さらに、DV等暴力被害から避難してきたケースや一時保護や施設から退所してきたケースが、新たに生活する地域において、新たな生活をスムーズに始めるための支援を受け、継続した相談を受けることができる体制が必要である。加えて、身近な市町村において心理的ケアや法律相談等支援メニューがあることが望ましい。

(3) 研修の充実やSV機能による相談対応力の向上

配置された婦人相談員等専門相談員の資質の向上や、組織としてフォローする体制を構築することが重要である。そのための研修に関して、婦人相談員についてはDV等暴力被害者がかかえる複合的問題に対応する相談の力量や、庁内・庁外の複数の部署との有効な連携を実現するコーディネートの力量の獲得をめざすアドバンスコースや個別のケースへの実践的な対応力を向上させる事例検討など、またそれ以外の担当職員については初動相談や相談体制の構築に寄与するための基礎コースなど対象者や目的に合致した研修の実施が必要となる。併せて、生活保護、高齢福祉、障がい福祉、母子相談等担当者への研修を実施し、DV等暴力被害への理解を促進する。また、暴力被害が絡む相談や複合的課題を有するケースや社会的養護が求められるケースへの対応は高度な専門性が必要となることから、定期的もしくは随時スーパービジョン(SV)が受けられるシステムの充実も必要といえる。

(4) 相談窓口の周知、基本情報の普及

保護を要する女性は、課題を抱えていても相談窓口につながりにくい状況にあることから、さらなる相談窓口の周知やアウトリーチ型の相談、DV等暴力被害者への必要な情報が届く方策の検討がなされるこ

とが必要である。

- 婦人相談員の全市区への配置を目指す
- 市町村における継続的な支援ができるように取組む
- 支援スキルの向上のため対象者や目的に合致した研修を実施する
- 相談員がスーパービジョン(SV)が受けられるシステムを構築する
- DV等暴力被害者に必要な情報を届ける

2 女性相談センター(一時保護の決定、女性自立支援センター等における一時保護の実施等)

保護を要する女性のニーズと提供される一時保護の枠組みにミスマッチが生じている。また、一時保護の支援の詳しい情報が女性相談センターあるいは施設から市町村職員に充分伝わっていないことによって、その情報を提供された女性の側に一時保護の偏ったイメージが喚起され、一時保護への抵抗感を生じさせている側面も伺えた。その結果、保護を必要とする人の社会資源として活用されていない状況がみられた。時代に応じた一時保護の対象や枠組みの再検討、市町村に向け一時保護の共通理解の熟成を図ることが必要となる。

(1) 一時保護対象枠組みの再検討

「緊急性」「危険性」「他の行き先がない」等の枠組みを基本にしつつも、それらに当てはまらない場合も自己決定や自立支援の一助を担う社会資源としての一時保護の活用、それらの対応を可能とするための条件の整理の検討が必要である。一時保護の新たな利用目的としては、暴力被害者においては、レスパイト的保護・「今日」のリスク回避・安全環境の中で考える時間をもつクールダウンのための保護・実家等の行先があってもスムーズな自立への踏み出しのための保護などが考えられる。また、対象者としては、若年女性、特定妊婦、産褥期の支援、母子の育児支援のための一時保護なども積極的に考慮されるべきであろう。一時保護の依頼時においては、依頼を受けるスタンスと丁寧な対応が求められる。併せて、多様な利用者への支援力の強化が必要である。

(2) 一時保護のルール枠組みの再検討

一部の施設では食堂等が大人数での共有となっており、その環境になじみにくい当事者にとって一時保護への躊躇感を生んでいることが明らかとなった。一時保護所や女性自立支援センターの他、民間シェルター・社会福祉施設など多様な特徴をもつ一時保護施設があることを強みと捉え、その機能と特性を生かした対象者とのマッチングも必要である。安全や秘匿性も求められるところであることを踏まえつつも今後の自立生活構築に向け人的資源や情報とつながるツールである携帯電話使用や外出等の枠組みをどう設定し、どう説明し示すのか再検討する必要がある。

(3) 支援についての市町村担当者との共有・支援における連携協働

一時保護において実際になされている支援が、市町村に共有されていないことが保護を必要とする人への一時保護の説明不足にも影響していたことから、一時保護中の支援や枠組みについての共通認識の熟成を図る必要がある。禁止や厳しさなど負の側面が前面にたっている現状から、一時保護を利用することのメリットを伝えられるように支援を俯瞰し、必要に応じ支援体制の見直しを図っていく必要がある。また、個別ケースにおいては市町村との連携協働のもとで支援を行うことが必要であること、障がい者虐待や高齢者虐待などの他法が関係するケースも多いことから女性相談センター・施設・市町村の連携システムが検討整理されることが必要といえる。さらに、支援や連携がうまくいった事例を個人情報に配慮した形でまとめ、発信、共有していくことも有効といえる。

(4) 無料低額診療等医療との連携方策の検討

一時保護開始時に薬確保のための具体的な方法が提示できることが、スムーズな一時保護の決定や一

時保護中の安心の確保にとって必要である。無料低額診療等を活用しやすい方策の検討、生活保護制度との課題整理や調整により必要な医療を受けることができる運用の検討が急がれる。また、緊急に保護を要する妊婦の受診についての検討も必要である。

(5)市町村の緊急一時保護制度との棲み分けと支援の均質化

婦人保護事業における一時保護制度ではなく、市町村の緊急一時保護制度について、母子で緊急一時保護となった場合、一部の保護施設において、子どもに適した保護環境や学習支援等の保障がなされていないことは課題であるといえる。市町村の緊急一時保護制度の意義と今後の施策の継続性も勘案しつつ、著しい支援の差が生じないように支援の質の底上げ、もしくは対象者種別や主訴に応じた相互利用が図れるように検討する必要がある。

- 一時保護対象枠組みを見直し、実現するための条件を整理する
- 携帯電話や外出等のルールの考え方と説明方法を再検討する
- 市町村と一時保護、自立や避難に関する支援のメリット共通認識
- 女性相談センター・施設・市町村の連携システムの検討・市町村の役割分担、女性相談センターの一時保護の整理をする
- 無料低額診療等医療とのさらなる連携方策の検討

3 施設(一時保護・入所)

女性相談センター及び施設のケースワークや支援で生じている困難な状況や課題を解消するために、困難ケースへの対応力の強化や困難な事象を解決できる関係機関等との連携方策の検討などが必要である。

(1)複合課題を抱える女性への対応力や体制の強化

一時保護・入所では複合する課題を抱える利用者や生活の中で多様な支援を必要とする利用者を対象としている。女性相談センターや施設におけるそのような複合課題へのアセスメント力を高めること、そしてそのアセスメントが共有され、アセスメントに基づく支援が提供されることが必要である。そのためには、精神・知的障がいなどを有する人への支援・トラウマへの対応・施設特有の集団力動も踏まえた支援などに関する研修は不可欠であり、支援力の向上を図る取組みと、支援力向上を支える仕組みづくり（体制強化）を推進することが必要である。

(2)精神科医療機関との連携の構築

利用者が不安定になった際や自傷他害行為等による施設での継続支援や対応が困難な際に、受診や入院対応できる医療機関があることが必要であるため、緊急時等に連携できる医療機関の確保が必要である。

(3)社会的養護を補完する場として施設機能の活用

ひとり親家庭の貧困、女性の貧困、社会的養護で育った若年者の生活環境の不安定さ、支援を要する特定妊婦などが可視化されつつあり、社会的課題をして対応が求められるもののその支援方策は限られている状況にある。これらの者がもっとも支援を必要とする時期に短期的に女性相談センターの一時保護や女性自立支援センターで受入れ婦人保護事業において社会的養護を補完する機能を果たすことは意義がある。妊婦、産褥期の母子、若年女性などの受入れの検討とそれぞれの特性に応じた支援方策を検討することが必要である。受入れに関しては、社会から切り離すのではなく地域で暮らすための準備や課題整理、立て直し期間として捉え、市町村の継続した関わりを前提する必要がある、連携方策や役割分担の検討が必要である。また、被害再発防止や母子支援等の専門プログラムが開発され、一時保護中や施設入所中において実施されるとともに府内に普及されることが望ましい。

(4)母子・子どもへの支援の充実と連携

実際に多くの子どもが女性とともに一時保護や入所につながっていることから、子どものケア・支援、母支援、母子関係への支援が行われることが必要である。また、児童虐待の観点から児童相談所や市町村の家庭児童相談室と連携を行うこと、その連携方策の検討が必要である。

母子生活支援施設においては、障がいや有し手厚い支援が必要な母子を受け入れ、包括的に支えるための方策、例えば障がいサービスの積極的な活用等の検討も必要となる。

(5) 暴力等被害経験への心理ケアの提供

女性自立支援センターや母子生活支援施設においては暴力等被害経験のある者の割合が高く、救護施設においても潜在していると思われる。どこの施設を利用してもカウンセリング等心理的ケアを受けられること、また退所後の継続や地域での心理ケアの充実の検討も課題といえる。また、地域や施設でトラウマなどの心理ケアを受けることができる体制づくりが必要である。

(6) 施設間の相互理解を促進する仕組みの検討

それぞれの法律に規定されるなかでそれぞれの施設が運営されている。現在、一部で自主的なネットワークが構築されてはいるものの互いの施設の機能を知り合い、支援ノウハウを共有する機会は限られている。個別ケースにおいては一時保護から入所、施設間での移動や措置変更などが起こり得ることから、その際の連携を促進することも必要である。女性保護を実施している各施設がお互いの施設機能を理解し、支援ノウハウを交換したり、共有したりできる仕組みを検討する必要がある。

(7) 婦人保護事業を活用した市町村との連携のもとでの短期的な入所支援

市町村が措置や入所の権限を持たない婦人保護事業における一時保護や女性自立支援センターの入所において、市町村の役割の検討が必要であろう。一時保護や施設入所中は、女性相談センターや施設での支援を主軸としながらも、入所前の居住地の市町村が退所まで関わるシステムとする。一方で、市町村が施設保護を活用しての支援が有効と考えたケースにおいては、本人の意思のもと、緊急性や危険性の要件を満たさなくとも自立のための短期的な入所支援を女性相談センターへ依頼できるようにする。市町村・女性相談センター・女性自立支援センターの3者の密接な連携と協働により、女性や母子のリスクが高まる時期のセイフティネットとして一時保護や女性自立支援センターを活用できる意義は大きいことから、検討がなされることが望ましい。

- 複数課題を抱える女性に対する、女性相談センターや施設のアセスメント力、対応力の強化など、支援力の向上のため取組む
- 精神科医療機関との緊急時等の連携・確保
- 婦人相談所一時保護および女性自立支援センターにおいて、短期的に、妊婦、産褥期の母子、若年女性などを受け入れ、社会的養護を補完する機能を果たす取組みを検討
- 市町村の継続したかわりを前提とした、市町村との連携方策や役割分担を検討
- 一時保護や入所における、子ども・母・母子関係に対する支援向上の取組み及び児童相談所や市町村との連携方策を検討
- 施設種別等にかかわらず、カウンセリング等心理的ケアを受けられる仕組みを検討する
- 女性保護を実施している各施設がお互いの施設機能を理解し、支援ノウハウの交換や共有できる仕組みを検討

4 婦人保護事業の全体をとらえて

在宅・一時保護・入所等、いずれの段階でも、市町村による切れ目のない支援と女性相談センターによる専門的支援、とりわけDVに関する専門性の発揮が必要である。また、地方自治体の地域実情等による対応のみではなく、支援に必要な体制や環境整備のための法整備や財政措置について国に求めていく必要がある。

(1) 切れ目のない支援と支援の均質化への体制整備

市町村、女性相談センター及び施設のプロクターから提言をしたが、在宅・一時保護・入所等、いずれの段階においても、市町村による切れ目のない支援と、女性相談センターによる専門的支援、とりわけ配偶者暴力相談支援センターの中核機関としてDVに関する専門性の発揮が重要となっている。さらに、実施機関との連携や支援方策の客観性及び平準化を目指す共通シートの作成、府内全体で支援を均質化し、女性や暴力被害者のセーフティネットが形成されることが必要である。

婦人相談員が対応する対象者や相談の守備範囲は広いことから、婦人相談員が市域に配置されることにより、DV被害者だけでなく性暴力やストーカーの被害者を含め広く暴力被害者への相談体制が整うこととなり、また、女性の貧困や母子家庭の貧困においては一つのセーフティネットとなり得る。

また、保護を必要とする女性の支援を有効なものとするためには、都道府県だけでなく市町村間でつなぎ合うという担当市町村における途切れのない仕組み作りと、保護機能を有する専門的支援機関としての女性相談センター・女性自立支援センターの機能強化が必要である。

全市区に婦人相談員の配置を図ることを前提に、ステージごとの支援の濃淡も認めつつ相談・保護・入所・次の地域へのつなぎまで婦人相談員を核として市町村の関わりが途切れのない仕組みと連携システムの検討が必要である。

女性相談センターや女性自立支援センターには、より専門的な見地からのアセスメント、それに基づく個別支援の提供、各種専門プログラムの開発・実施、保護中のアセスメントや支援ノウハウを地域につなぎ直すことなどの役割が求められる。さらなる専門性の深化と今まで蓄積してきた支援スキルを府内の市町村等へ還元することが求められる。

支援の質が担保されるためには、婦人相談員等支援者のための研修等人材養成と、DV等暴力被害者の支援方策の検討、対象に応じた支援や連携のガイドラインが整理されることなどが表裏一体として必要といえる。

(2) 支援に必要な体制や環境整備に向けた国への要望

これまでの調査・検討部会を通し、適切な支援を行うためには、福祉の他法他施策の実施主体である市町村や婦人保護事業の中核となる女性相談センター、直接処遇を行う施設のそれぞれが適切に機能すること、さらに三者の認識の共有や連携、そしてそれぞれの役割分担の明確化が重要であることがわかった。

これらには、地方自治体の地域実情や運用で対応するのみではなく、支援に必要な体制や環境整備のための法整備や財政措置も必要である。市町村の相談及び庁内連携機能を高めるためには、婦人相談員の全市区町村への必置義務化が重要であり、また、婦人保護施設が実施する退所後に限定したアフターケア事業はあるが、施設退所後の支援を有効なものにするため、人員配置や対象者の拡大など制度の見直しが必要である。また、婦人保護施設や一時保護所において、適切な支援を行うため暴力被害等によるトラウマや利用者が抱える複数の課題に対応する職員配置基準等の見直しも必要である。

さらに、円滑な保護支援のためには、実施主体が曖昧な原因となっている、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等の他法他施策との基本的な考え方の整理や、市町村及び女性相談センター及び施設の「切れ目のない支援」のため、それぞれの役割を明確に位置付けていくことが重要である。

時代の変容とともに求められる保護・支援ニーズが変化するなか、多様な課題を抱える女性に適切な支援を行うため、必要な法改正やこれに伴う財政措置などを含め、国に求めていく必要がある。

- 市町村による切れ目のない支援提供に向けた相談体制整備、関係機関との連携や支援方策の客観性及び平準化を目指す共通シートの作成などに取組む
- 女性相談センターや女性自立支援センターには、より専門的な見地からのアセスメント、それに基づく個別支援の提供、各種専門プログラムの開発・実施、保護中のアセスメントや支援ノウハウを地域につなぎ直すことなどの役割を担うよう機能を強化する
- 府の地域実情や運用による取組みのみではなく、必要な法改正やこれに伴う財政措置を国に求めていく
 - ・婦人相談員の全市区町村への必置義務化
 - ・アフターケア事業の人員配置や対象者の拡大など制度の見直し
 - ・婦人保護施設や一時保護所における職員配置基準等の見直し
 - ・高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等の他法他施策との整理
 - ・市町村及び女性相談センター及び施設の役割分担の明確化

大阪府社会福祉審議会 新たな福祉課題検討専門分科会
女性保護支援等検討専門部会 委員名簿

(50 音順)

委員名	役職名	備考
億 智栄	億智栄法律事務所 弁護士	
中川 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部 社会福祉学科 教授	
丸山 里美	立命館大学産業社会学部 現代社会学科 准教授	
山下 仰	武庫川女子大学文学部 心理・社会福祉学科 教授	
山中 京子	公立大学法人大阪府立大学地域保健学域 教育福祉学類 教授	部会長

女性保護支援等検討専門部会 検討経過

回	日	議 題
1	H29.7.7	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方についての検討
2	H29.12.1	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府における保護を必要とする女性への支援に関する調査結果 <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村相談窓口への調査結果（中間報告） 2 女性を保護する施設への調査結果（速報値） 3 事例検討結果（概要）
3	H30.1.25	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府における保護を必要とする女性への支援に関する調査結果 <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村相談窓口への調査の分析結果について 2 女性を保護する施設への調査結果
4	H30.3.22	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方について